

安芸太田町訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 安芸太田町が開設する安芸太田町訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護の事業(介護予防・訪問看護・以下「事業」とする)は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 安芸太田町訪問看護ステーション

(2) 所在地 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師1名(常勤職員)

管理者は、ステーション従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たるものとする。

(2) 看護師等 看護師4名(常勤職員2名(内1名管理者と兼務)、非常勤看護師2名)

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供と、その結果の記録及び報告を行う。

(3) 理学療法士1名(非常勤)

看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) じょく瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額、又は2割の額、又は3割の額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

(1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域境界より1km当たり30円の額を徴収する。

(2) 死後の処理料は、実費相当額とする。(10,000円)

(3) 前2項の利用料及びその他の利用料は、訪問看護を行う前にあらかじめ利用者やその家族に対し説明を行い、理解をえるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、安芸太田町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を原則年1回行う。

(4) 担当者をおく。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(事業継続計画)

第11条 事業所は感染や災害時においても業務継続するため、および一時休業した業務を早期に再開させるため次のことを行う。

(1) 業務継続計画の作成。

(2) 感染症や災害に関する研修や訓練。

2 1項の実施は安芸太田病院と一体的に行う。

第12条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 関係機関の研修会に参加する。

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、安芸太田町とステーション

の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年 1月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年 6月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月1日から施行する。

この規程は、平成28年 7月1日から施行する。

この規程は、平成29年 5月1日から施行する。

この規程は、平成29年 8月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、令和元年 8月1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月1日から施行する。

この規程は、令和3年 5月1日から施行する。

この規程は、令和4年 6月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。

安芸太田町訪問看護ステーション利用料

【医療保険対象】

1 基本料金

保険の種類によってご負担額が異なります		
項 目	内 容	金 額
基本利用料 (2 時間未満)	後期高齢者 高齢受給者	訪問看護に要する費用の 1 割 (一定以上の所得の方 3 割)
	上記以外	加入保険の自己負担割合による額

		週 3 日目までの訪問 (限度)	週 4 日目以降 (特別な疾病のみ)
訪 問 看 護 療 養 費	基本療養費	看護師等 (1 日当り) ・ ・ ・ ・ ・ 5,550 円	6,550 円
		准看護師 (1 日当り) ・ ・ ・ ・ ・ 5,050 円	6,050 円
		緊急時訪問看護加算 ・ ・ ・ ・ ・ 2,650 円	—
	管理療養費	1 月当り 1 日目 7,440 円 2 日目～3,000 円	
そ の 他 の 療 養 費	2 4 時間連絡体制加算	5,400 円 (月 1 回)	
	重症者管理加算	2,500 円または 5,000 円 (状態によって異なる) 月 1 回	
	ターミナルケア療養費	25,000 円	
	難病等複数訪問加算	1 日 2 回 : 4,500 円 1 日 3 回以上 8,000 円	
	緊急時訪問看護加算	1 日につき 1 回 : 2,650 円 (在宅療養支援診療所・病院の医師の指示)	
	複数名訪問加算	看護師 7,300 円、准看護師 3,800 円(週 1 回)	
	基本療養費(Ⅲ)	外泊中の入院患者に対して行う訪問 8,500 円	

2 その他の料金 (保険適用外)

項 目	内 容	金 額
休日等時間外の 看護サービス料加算	休日等、本人の希望により訪問した場合	1 時間以内 1,000 円 2 時間以内 2,000 円 3 時間以内 3,000 円
交 通 費	安 芸 太 田 町 町 内	275 円 (税込)
	営業区域外ステーション車利用 1 k m 当り	30 円 (税込)
	公共交通機関	実 費
	災害等の場合で有料道路を使用した場合 (利用者の了解を必要とする)	実 費
おむつ等衛生材料費		実費相当
死後の処置料		10,000 円

【介護保険対象】

1 利用者負担額

内 容	金 額
通常の場合	厚生労働大臣が定める基準による額の1割
居宅サービス計画の未届け 支給限度額を超える分 保険料滞納などの場合	厚生労働大臣が定める基準による額（全額実費）

所 要 時 間 等	訪 問 看 護 師 等		利用者負担金
20 分未満	314 単位 3,140 円		1 0 %
30 分未満	471 単位 4,710 円	早朝 6:00～8 : 00 25%加 算 夜間 18:00～22:00 25%加 算 深夜 22:00～6 : 00 50%加算	1 0 %
30 分以上 1 時間未満	823 単位 8,230 円		
1 時間以上 1 時間 3 0 分 未満	1,128 単位 11,280 円		
＊准看護師によるサービス提供の場合 ×0. 9 となります			
特別地域訪問看護加算	上記所定単位の 1 5 %に相当する単位を加算		1 0 %
特 別 管 理 加 算	特別な管理を必要とする厚生大臣が定める状態にあるもの (2,500 円)		1 ケ月 250 円
サービス提供体制強化加算	60 円／ 1 回		1 0 %
緊急時訪問看護加算	5,740 円／月 ： 24 時間対応体制に同意を得ている場合		1 ケ月 540 円
複数名訪問看護加算	3 0 分未満 2,540 円 6 0 分未満 4,020 円		1 0 %
ターミナル加算	25,000 円/月		1 0 %
交 通 費	安芸太田町		訪問看護費に含む
	上記サービス提供地域外		1 km当 30 円
	災害等の場合で有料道路を使用した場合 (利用者の了解を必要とする)		実 費